

年に一度の市民活動の祭典！ 第6回とみさと 市民活動フェスタ

市内で自主的に社会貢献活動を行っている団体の、日頃の取り組みを、皆さんに知ってもらおうイベントを開催します。詳しくは「広報とみさと2月1日号」でお知らせします。

- 日時 2月10日(土)
午前10時～午後3時30分
- 場所 中央公民館
市民活動サポートセンター
- 市民活動推進課
市民協働推進班
☎(93) 1117



市民活動フェスタ同時開催！

平成29年度第2回
まちづくり

ふれあいミーティング

とみさと市民活動フェスタ会場内で、市長が向いて市民の声を聴きます。この機会にぜひ皆さんの意見をお聴かせください。



- 時間 午前11時40分～午後1時
- 場所 中央公民館2階児童室
- その他 申し込みは不要ですが、保育または手話サービスを希望する人は、1月31日(水)までに秘書広報課に問い合わせてください。
- ☎秘書広報課秘書広報班
(93) 1112 FAX(93) 9954

あなたの声を市政に パブリックコメント

市国民健康保険データヘルズ計画(案) 市国民健康保険特定健康診査等実施計画(案)

☎提出先 国保年金課国保班
(93) 4083 FAX(92) 8989
✉kokuhoh@city.tomisato.lg.jp

市では、国民健康保険における、被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を図るための計画や、特定健康診査・特定保健指導などの実施方法を定めた計画を作成しました。

■閲覧・意見募集期間
1月17日(水)～2月5日(月)
午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

- 閲覧場所 国保年金課窓口
- 日吉台出張所窓口
- 市公式ホームページ
- 意見を提出できる人 市内在住、在勤、在学
- 市への納税義務がある(法人を含む)
- 計画案に直接利害関係がある(法人、団体を含む)

意見書の提出方法

- 意見書(様式自由)に住所・氏名・電話番号を記入し、次のいずれかの方法で提出
- 国保年金課窓口にて持参
- 日吉台出張所窓口にて持参
- FAX
- 電子メール
- 郵送 (2月5日(月)の消印有効)
〒286-0292 (住所不要)
- ※宛先には、国保年金課宛と記入してください。
- その他 提出された意見と意見に対する市の考え方や、意見を考慮して案を修正した時は、内容と理由を公表します。なお、意見に対する個別の回答はできません。

第4回メカラウロコセミナー

富里市市民活動補助金の申請、 書き方と個別相談

とみさと市民活動サポートセンターでは、日々まちづくりに取り組んでいる個人や団体を対象に、目からウロコが落ちるようなセミナーを企画・実施しています。事業内容をわかりやすく理解してもらったための書き方のコツや、伝わるポイントを学びます。

- 日時 2月14日(水)
午後1時～3時
- 場所 市民活動サポートセンター
- 講師 牧野昌子さん(認定NPO法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ代表理事)
- 費用 無料 ■定員 30人
- 申込み 2月9日(金)までに電話、FAXまたは電子メール
- ☎/FAX(93) 4123
✉tomisadpo@bz04.plata.or.jp
- ※FAX・電子メールは次の項目を明記。確認のため、送信後に電話してください。
- 氏名 ○住所 ○電話番号
- 団体名(所属先がある場合)
- ☎・申込先 とみさと市民活動サポートセンター

平成30年度事業を募集します

市民活動支援補助金制度

市では、協働のまちづくりを目指して、自主的・継続的に公益的な活動(市民活動)を行う団体を支援しています。

- 補助対象事業 市内を活動の拠点とし、自ら課題を見つけ、自主的に取り組む公益的な活動
- 対象事業期間 平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)まで
- 募集期間 2月1日(木)～2月28日(水)
- 審査方法 市協働のまちづくり推進委員会によるプレゼンテーション審査(3月下旬頃に実施予定。詳細は後日通知します。)
- その他 補助率や補助限度額は、団体の設立年数や対象事業により異なります。
- 募集要項を市民活動推進課とみさと市民活動サポートセンター、日吉台出張所で配布のほか市公式ホームページに掲載しています。
- 申請に関する相談は、とみさと市民活動サポートセンターでも受け付けています。
- ☎・申込先 市民活動推進課 市民協働推進班
(93) 1117

消費生活
相談コラム
162

はい、こちら 消費生活センターです！

「クレジットカードの利用明細書は必ずチェックしましょう！」の巻

◆事例◆

クレジットカード会社から「口座残高不足」の案内が届いた。慌てて利用明細書を確認したら、20万円以上の請求があり、そのほとんどが心当たりのない請求であった。改めて以前届いた明細書も見直すと、身に覚えのない請求が、約1年間で合計60万円ほどあった。明細書を確認しなかった非は認めるが、どうにかならないだろうか。(70歳代男性)

◆アドバイス◆

- 利用明細書は必ず定期的に確認することが大切です。クレジットカードを利用した際に受け取る伝票と照合し、確認するようにしましょう。
- 身に覚えのない請求は、第三者による不正利用の可能性があります。利用した覚えのない請求がきたら、早急にクレジットカード会社に連絡しましょう。

(国民生活センター「見守り新鮮情報第296号」より)

消費生活に関する事で、お困りのことがあります。たら、消費生活センターへ相談してください。相談は無料で秘密は厳守されます。

- 日時 月～金曜日
(祝日、年末年始を除く)
午前9時30分～正午
午後1時～4時

■場所 市役所分庁舎2階

■その他

地域や団体などの希望に応じて、消費生活相談員を無料で派遣し、トラブルを未然に防止するための講座などを開催しています。

☎・相談先 消費生活センター ☎(93) 5348

とみリンです。
電話待ってるリン♪

